

西条市耐震改修促進計画

平成20年3月
平成23年1月改正
平成24年12月改正
平成29年12月改正
令和元年6月改正
令和4年8月改正
令和7年4月改正

目次

第1 基本方針		P1
1 目的		
2 予防対策の推進		
3 応急対策の推進		
第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等		P2
1 西条市の特徴		
2 想定される地震		
3 想定される被害の状況		
第3 耐震化の現状		P6
1 住宅		
2 多数の者が利用する建築物等		
第4 耐震化の目標		P8
1 減災対策の効果		
2 目標の設定		
第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策		P11
1 住宅及び建築物の所有者等、県、市の役割等		
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策		
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備		
4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項		
5 要安全確認計画記載建築物に関する事項		
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項		
7 地震時の総合的な安全対策に関する事項		
8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策		
第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及		P14
1 地震ハザードマップについて		
2 相談体制の整備及び情報提供について		
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導		
4 自主防災組織等との連携		

第7 所管行政庁による指導、助言及び指示、並びに特定行政庁との連携		P15
1 耐震改修促進法による指導等について		
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施		
第8 被災建築物応急危険度判定の実施計画		P16
第9 実施期間		P18
第10 計画の見直し		P18

第1 基本方針

1 目的

西条市耐震改修促進計画（以下「市計画」という。）は、「愛媛県防災対策基本条例」（平成28年条例第33号、以下「条例」という。）、「西条市地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

（1）予防対策

市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産の保護を図る。

（2）応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

2 予防対策の推進

市内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、特に耐震化の推進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

（1）昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

（2）法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物

法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物

法第14条第3号：愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）

及び市計画に記載された道路の沿道建築物

（第5第6項関係）

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

（1）木造戸建て住宅

（2）法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（第5第4項関係）

（3）法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物（第5第5項関係）

3 応急対策の推進

応急対策は、県計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

1 西条市の特徴

(1) 地形・地質

西条市は愛媛県の東部、道前平野に広がる地域であり、瀬灘に面している。石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に、南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっている。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており東西に中央構造線が走る。

本市の地質は、中央構造線によって二分され、内帯と呼ばれる構造線の北側は第四紀層、中生層（和泉層群）及び花崗岩類からなる地層が分布している。また外帯と呼ばれる構造線の南側は結晶片岩類からなる地層で構成されている。

(2) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。

全体として長さは約290kmで、連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

(3) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、震源域全体がずれることで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

南海トラフでは、歴史記録によると白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっており、既往の最大規模の地震としては、宝永地震（1707）と安政南海地震（1854）のマグニチュード8.4があげられる。

(4) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによってM6.7～7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

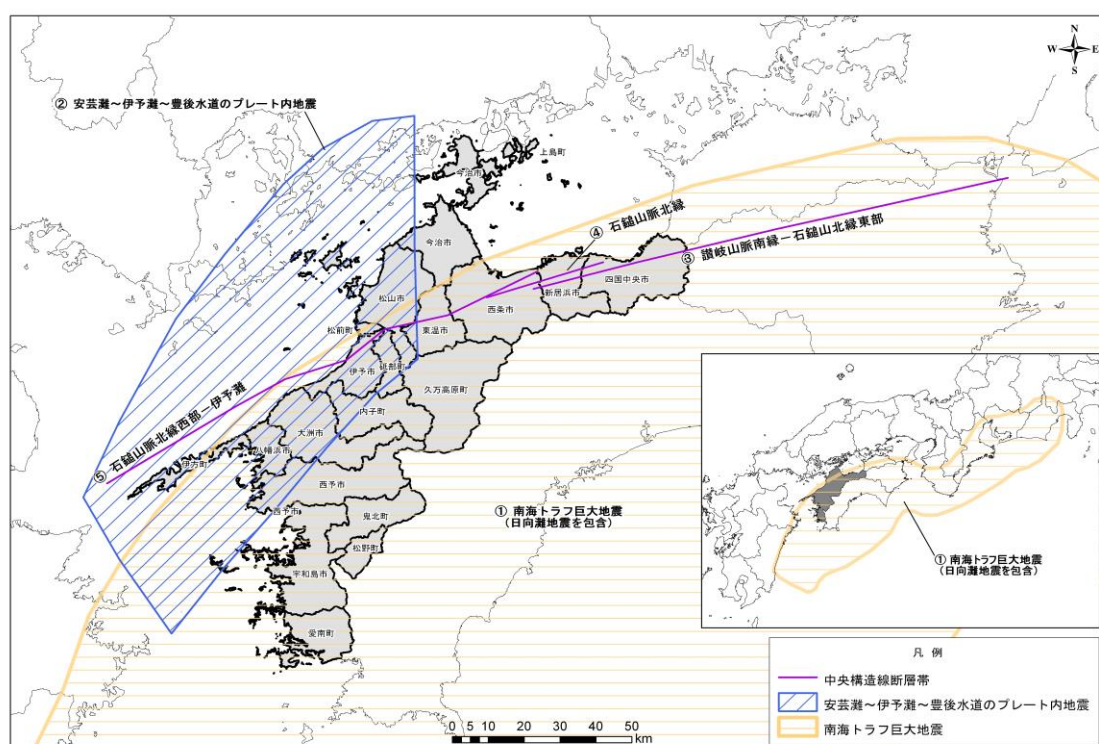
2 想定される地震

愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。このことから、西条市地域防災計画では、想定する地震を【表2-1】及び【図2-1】としている。

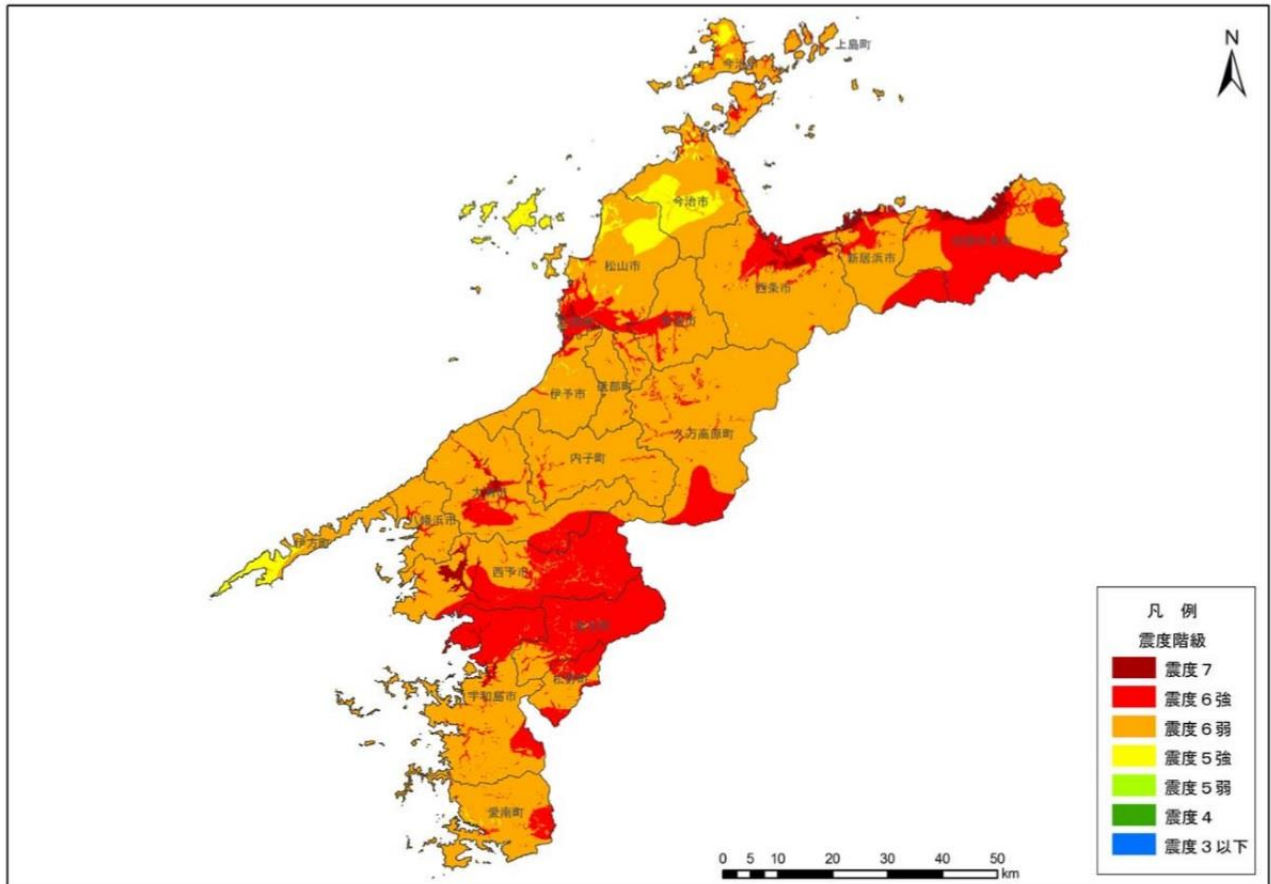
【表2-1】 想定地震

種類	名称	マグニチュード	地震動（市内）
海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0	平野部の一部で震度7、その周辺で震度6強の地域が分布する。その他の地域は震度6弱になると想定される。
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4	沿岸部の一部で震度6弱、その周辺で震度5強の地域が分布する。その他の地域は震度5弱、東部の山間部は震度4になると想定される。
内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0	沿岸部の一部で震度6強、その周辺で震度6弱の地域が分布する。その他の地域は震度5強と5弱で、南西部の山間部は震度4になると想定される。
	④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3	平野部の一部で震度6強、その他の地域で震度6弱と震度5強が広がり、南西部の山間部は震度5弱と震度4になると想定される。
	⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（中央構造線断層帯）	8.0	平野部の一部で震度7、その周辺で震度6強の地域が分布する。その他の地域は震度6弱と震度5強になると想定される。

【図2-1】 想定地震の発生領域



【図2-2】南海トラフ巨大地震の震度分布



3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、地域防災計画において被害想定（「愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）」（平成25年12月））が示されており、本市の内容は【表2-2】のとおり。

【表2-2】被害想定結果（市内合計）

地震名		①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震	⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風	強風	強風	強風	強風
建物全壊棟数	建物総数	85,887 棟	85,887 棟	85,887 棟	85,887 棟	85,887 棟
	揺れ	14,574 棟	1 棟	604 棟	325 棟	8,629 棟
	液状化	1,466 棟	456 棟	895 棟	792 棟	1,212 棟
	土砂災害	12 棟	4 棟	6 棟	6 棟	11 棟
	津波	3,890 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	火災	13,191 棟	4 棟	16 棟	12 棟	11,130 棟

	合計	33,134 棟	465 棟	1,521 棟	1,135 棟	20,982 棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	3,681 箇所	209 箇所	1,314 箇所	1,051 箇所	2,927 箇所
	自動販売機	37 箇所	0 箇所	24 箇所	13 箇所	34 箇所
	屋外落下物	20,956 件	0 件	372 件	212 件	9,834 件
死者数	建物倒壊	826 人	0 人	34 人	18 人	498 人
	屋内収容物移動等	うち 47 人	うち 0 人	うち 4 人	うち 2 人	うち 27 人
	土砂災害	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	津波	2,592 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	230 人	0 人	0 人	0 人	39 人
	ブロック塀の倒壊等	0 人(冬 18 時 0 人)	0 人(冬 18 時 0 人)	0 人(冬 18 時 0 人)	0 人(冬 18 時 0 人)	0 人(冬 18 時 0 人)
	合計	3,649 人	0 人	34 人	19 人	538 人
負傷者数	建物倒壊	5,179 人	38 人	1,087 人	677 人	4,542 人
	屋内収容物移動等	うち 700 人	うち 18 人	うち 78 人	うち 57 人	うち 414 人
	土砂災害	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
	津波	82 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	121 人	0 人	0 人	0 人	41 人
	ブロック塀の倒壊等	0 人(冬 18 時 9 人)	0 人(冬 18 時 0 人)	0 人(冬 18 時 3 人)	0 人(冬 18 時 2 人)	0 人(冬 18 時 7 人)
	合計	5,383 人	38 人	1,088 人	678 人	4,584 人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	2,373 人	0 人	99 人	53 人	1,435 人
避難者数（避難所内外）	1 日後	54,448 人	633 人	2,635 人	1,907 人	23,431 人
	1 週間後	54,757 人	661 人	9,722 人	4,220 人	42,914 人
	1 ヶ月後	76,145 人	633 人	5,196 人	2,402 人	52,157 人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	6,881 世帯	96 世帯	313 世帯	233 世帯	4,356 世帯
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人
	台数	200 台	200 台	199 台	199 台	200 台
人工造成地による建物被害	全壊棟数	42 棟	0 棟	6 棟	2 棟	2 棟
重要施設	使用可能	27 施設	210 施設	131 施設	147 施設	63 施設
	一部制限	108 施設	22 施設	72 施設	69 施設	98 施設
	支障有	99 施設	2 施設	31 施設	18 施設	73 施設

第3 耐震化の現状

1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約4万3千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約2万7千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内の住宅の耐震化の状況は約49.6%と、全国平均（約75%）を下回る水準であった。また、平成20年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約4万2千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万8千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化の状況は約67.2%と、全国平均（約79%）を下回る水準であった。平成25年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約4万3千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万7千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化率の状況は約71.2%と、全国平均（約82%）を下回る水準となっている。平成30年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約4万3千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万7千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化率の状況は約78.0%と、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。令和5年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約4万2千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万2千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化率の状況は【表3-1】のとおりであり、約85.7%と、全国平均（約90%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（令和5年度末）

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性 有③			
木造戸建	21,596	10,094	31,690	25,858	81.5%
		4,262			
共同 住宅等	9,163	1,787	10,950	10,690	97.6%
		1,527			
合計	30,759	11,881	42,640	36,548	85.7%
		5,789			

2 多数の者が利用する建築物等

平成17年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、市内における法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）の耐震化の状況は、全体の212棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは46棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは3棟と、1割以下で、昭和56年6月以降に建築された166棟と合わせて、耐震性があるとされるものは169棟、耐震化率は79.7%であった。また、平成21年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の360棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは131棟あり、そのうち耐震

性があるとされるものは17棟と、1割程度に過ぎず、耐震化率は68.3%と全国平均（約80%）を下回っていた。平成28年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は78.4%に留まっており、市内の法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っても、耐震化率は78.4%と、全国平均（約85%）を下回る水準となっている。令和2年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は79.5%に留まっており、市内の法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っても、耐震化率は79.5%と、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

なお、令和5年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、全体の394棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは106棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは34棟の約3割弱と、令和2年度末時点に比べると、耐震化はある程度進んでいるものの、耐震化率は81.7%に留まっており、市内の法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っても、耐震化率は81.7%と、全国平均（約96%）を下回る水準となっている。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（令和5年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②	建築物数棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③			
法第14条第1号	288	106	394	322	81.7%
		34			
法第14条第2号	0	0	0	0	0
		0			
合計	288	106	394	322	81.7%
		34			

【表3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）（令和5年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②	建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③			
公共	83	48	131	102	77.8%
		19			
民間	205	58	263	220	83.6%
		15			
合計	288	106	394	322	81.7%
		34			

第4 耐震化の目標

1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。（想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風）

（1）住宅及び建築物の耐震性の強化

市内の住宅の耐震化率は、現状（平成25年度末）で約71.2%となっている。旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は14,574棟から1,789棟に軽減され、約8分の1となる。さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災による死者数は1,009人から75人に軽減され、約13分の1となる。

加えて、住宅及び建築物の被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も34,734人から22,787人に軽減され、約5分の3となる。

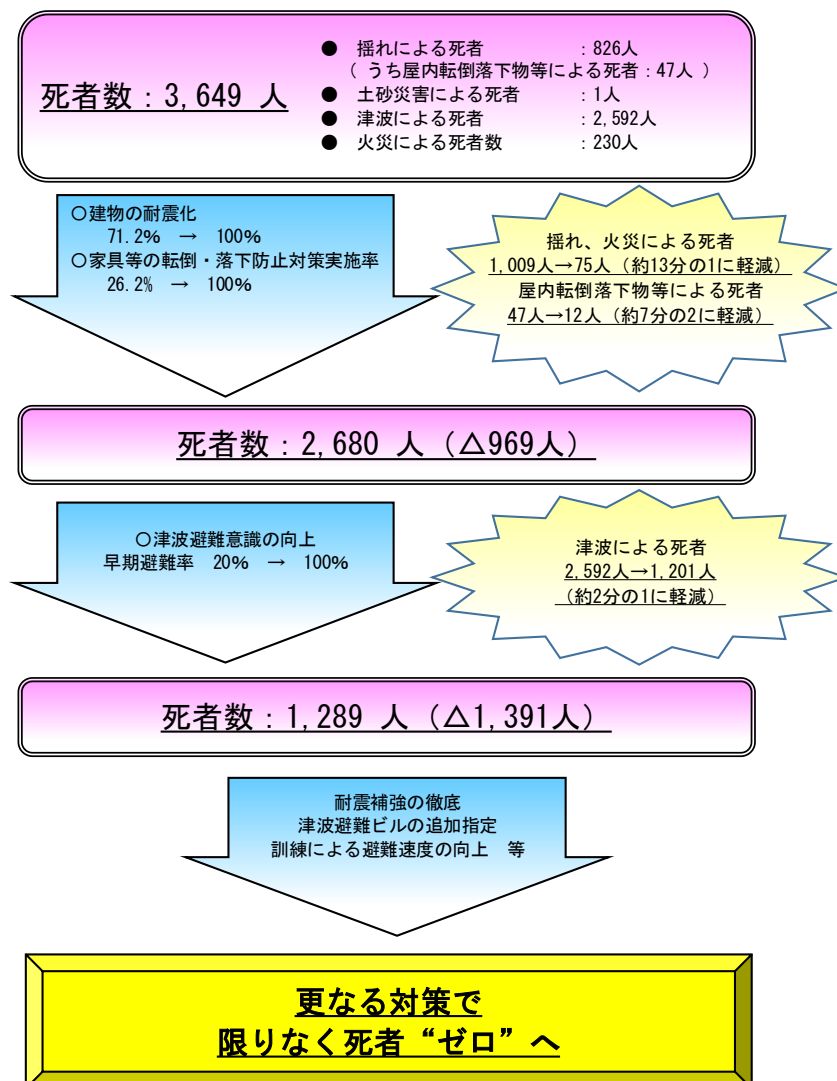
（2）家具等の転倒・落下防止対策の強化

全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約26.2%を基に被害を想定し、この実施率を100%にすることで、死者数は47人から12人に軽減され、約7分の2となる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

（3）津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約2分の1に軽減できる。

(4) 建物耐震化、津波避難意識向上による被害軽減イメージ



2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかり備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表3-4】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約85.7%を令和10年度末には90%とすることを目標とする。

※参考：「愛媛県住生活基本計画）」（平成24年3月策定）

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率81.7%を令和10年度末には85%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。耐震性のない住宅については、各年度1,150戸程度、多数の者が利用する建築物については各年度3棟程度の耐震化を図ることが必要となる。

特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表3-5】の1から3のとおりとなっている。また、公営住宅の現況の耐震化率は【表3-5】の4のとおりとなっている。

【表3-4】住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	計画策定時 (平成15年度末)	過去の状況 (平成30年度末)	現状 (令和5年度末)	耐震化の目標 (令和10年度末)
住宅 総数	43,510 戸	43,320 戸	42,640 戸	44,810 戸
うち耐震性有	33,780 戸(78.0%)	33,780 戸(78.0%)	36,548 戸(85.7%)	40,330 戸(90.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	9,540 戸(22.0%)	9,540 戸(22.0%)	6,092 戸(14.3%)	4,480 戸(10%)
区分	計画策定時 (平成17年度末)	耐震化の目標 (令和2年度末)	現状 (令和5年度末)	耐震化の目標 (令和10年度末)
法第14条第1号 総数	212 棟	391 棟	394 棟	410 棟
うち耐震性有	311 棟(79.5%)	311 棟(79.5%)	322 棟(81.7%)	348 棟(85.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	80 棟(20.5%)	80 棟(20.5%)	72 棟(18.3%)	62 棟(15.0%)

【表3-5】法第14条第1号のうち各用途別公共的建築物の耐震化の現状（棟ベース）

施設名	計画策定時 (平成17年度末)	過去の状況 (平成28年度末)	過去の状況 (令和2年度末)	現状 (令和5年度末)
1 学校	41.5%	67.1%	69.7%	69.7%
2 病院	0%	50.0%	80.0%	80.9%
3 庁舎、公益上 必要な建築物	0%	64.2%	82.7%	84.6%
4 公営住宅	37.2%	100%	100%	100%

第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅及び建築物の所有者等、県、市の役割等

住宅及び建築物の所有者等、県、市の役割等については、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

＊愛媛県防災対策基本条例：【資料編】 5

(1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

(2) 市の役割

市は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため、市計画に地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じて耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組を展開することとする。加えて、市が管理する施設について、早期の安全性確保が必要との観点から、（主要な部分の補強を優先的に行ったうえで、）耐震性の確保に努めることとする。

(3) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取り組みや市の取り組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。

(4) 市町、県及び協議会の連携

協議会の構成員である市町、県及び建築関係団体等は、「市計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

市は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組を実施し、住宅の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修の現状の把握並びに指導等を行う。
- ・ 市及び県は、市計画及び県計画に位置付けられた特定建築物について、国

庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。

- ・市は、国庫補助事業等を活用して、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修等に対して助成を行い、耐震化を推進する。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

市は、県が実施する「愛媛県住宅リフォーム支援事業」を市民に推奨する。

(2) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

市は、住宅の地震対策、市民の防災意識向上のために地区公民館等に出向き過去の地震被害のことや、住宅の耐震診断及び耐震補強の工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

(1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

※西条市所管分については、平成28年10月31日に西条市ホームページで公表を行っている。

(<http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kenchiku/taishinshindankekkakouhyou.html>)

5 要安全確認計画記載建築物に関する事項

(1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対応を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、愛媛県は、道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築

基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その建物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日（要緊急安全確認大規模建築物にあつては、平成27年12月31日）までに所管行政庁に報告しなければならないこととなっている。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

- 一 県庁舎
- 二 市役所
- 三 市総合支所
- 四 国土交通省事務所
- 五 警察庁舎
- 六 消防庁舎
- 七 災害拠点病院

＊要安全確認計画記載建築物一覧：【資料編】 1

（2）耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、「愛媛県地域防災計画」で一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路として指定された、沿道の建築物の耐震診断及び耐震改修の推進を図る。

＊緊急輸送道路：【資料編】 2

7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

（1）家具の転倒対策

市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

（2）窓ガラス・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。

（参考：条例第10条第2項）

（3）ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、市は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック

塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導することとし、別に定める災害時の重要な避難経路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。

（参考：条例第10条第3項）

（４）既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、重点的に取り組む区域として市内全域を指定し、建築基準法第2条に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

（５）天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

（１）がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

（２）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土砂災害を起すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップについて

西条市では、愛媛県が公表した「愛媛県地震被害想定調査結果」を踏まえ、地震による地域の危険個所の把握や避難に関する知識の普及を目的に、防災マップを作成し、インターネット等によって公開されている。

(<http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/bousaimap.html>)

2 相談体制の整備及び情報提供について

（１）法の普及・啓発

市は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

市は、既存建築物の耐震診断と改修について、市民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は、愛媛県住宅リフォーム支援事業を推奨するとともに、リフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、市民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努める。

4 自主防災組織等との連携

市は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第7 所管行政庁による指導、助言及び指示並びに特定行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導等について

(1) 耐震診断義務付け対象であることの周知

法第7条に規定にする要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有又は管理する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

(2) 指示対象であることの周知

所管行政庁は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者等に対して、所有又は管理する建築物が指示対象である旨の周知を図る。

(3) 指導・助言

所管行政庁は、耐震既存不適格建築物の所有者等に、パンフレットの配布、インターネットによる情報発信等により、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。

あわせて、対策の実施方法について、相談窓口等で相談に応じる方法で助言を行う。

(4) 耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物に関する指示

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等に対し、状況に応じ法第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）及び第15条第4項に基づく安全性に関しての報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない場合については、耐震改修を行うよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭による耐震診断、耐震改修の実施の指示を行う。これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

(5) 指示に従わない場合の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等が、耐震診断や耐震改修の実施に関する文書による指示に従わない場合、当該所有者等に対し事情聴取を行う。これにより、正当な理由がないと判断された場合、法第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第15条第2項に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者等に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁は、ホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除却や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、所管行政庁が法第12条第2項及び法第15条第2項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

第8 被災建築物応急危険度判定の実実施計画

(1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

① 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

② 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

③ 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判

定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した市内の建築関係団体等に属する者をいう。

(3) 震前対策

- ① 市は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。
 - (イ) 判定実施の決定
 - (ロ) 判定実施本部の設置
 - (ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等
 - (二) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
 - (ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
 - (ヘ) 県に対する支援要請に関する事項
 - (ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - (チ) 判定資機材の調達、備蓄
 - (リ) その他必要な事項
- ② 市は、県と協力して、所定の判定資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

- ① 市は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要のある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- ② 市は判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

- ① 市は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- ② 市は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。
- ③ 市及び県は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ④ 市は、所定の判定資機材が不足する場合は、県に調達を要請するものとする。

(6) 市と県間の連絡調整等

- ① 市は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- ② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) その他

- ① 市及び県と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- ② 市は、この実施計画を常に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- ③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定

支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

第 9 実施期間

令和 5 年度から令和 1 0 年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

第 1 0 計画の見直し

市計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附 則

この計画は、平成20年 3 月31日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年 1 月17日から施行する。

附 則

この計画は、平成24年12月 4日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この計画は、令和元年 6 月25日から施行する。

附 則

この計画は、令和 4 年 8 月 1 6 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。